

個別分野1：多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進**中期目標：**

- 1 WTO改革に向けた国際的取組を推進し、21世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化により、多角的貿易体制の維持・強化を行う。
- 2 アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組**国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用**

- 令和4年度には第12回WTO閣僚会議（MC12）で漁業補助金協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択されたほか、我が国が参加する有志国の取組としてサービス国内規制に関する新たな規律及び開発のための投資円滑化のための協定の交渉がそれぞれ令和3年度及び令和5年度に妥結し、新たなルール形成の好例となった。
- 令和4年度にオコンジョWTO事務局長が外賓として訪日し、岸田総理大臣及び林外務大臣（当時）との面会ではWTOと日本の緊密な連携について確認した。（その他詳細：令和5年度事前分析表 p.200）
- 令和5年度には、日本は漁業補助金協定を受諾するとともに、紛争解決手続に関する多数国間暫定上訴仲裁アレンジメントに参加した。またG7議長国としてG7大阪・堺貿易大臣会合を主催し、自由で公正な貿易体制の維持強化及び経済安全保障の強化に向けた議論を主導した。MC13では、議論に建設的に貢献し、WTO改革を推進していくことの確認を含めて成果を得ることができた。

経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展

- 令和5年7月、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）原署名国11か国全てについて同協定が発効した。また、令和3年2月に英国が加入を要請し、同年6月、CPTPPへの英国の加入作業部会設置を決定した。令和5年7月、CPTPPへの英国の加入に関する議定書に署名した。令和5年12月、日本は同議定書に関する国内手続きを完了した。
- 令和6年1月、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する改正議定書に署名した。

今後の方向性

- 新たなルール形成につき、漁業補助金協定の包括的な規律の合意や、投資円滑化協定のWTO法体系への早期の組み込み等の更なる成果を目指す。
 - 紛争解決制度改革につき、MC13の議論の成果を踏まえつつ、完全かつ良く機能する制度の実現に向けて各国と連携し取り組む。
 - 協定履行監視機能強化につき、貿易政策検討（TPR）制度や地域貿易協定委員会（CRTA）、衛生検疫措置（SPS）委員会及び貿易の技術的障害（TBT）委員会での議論への参画により、既存ルールの引き続きの実効的運用を図る。
-
- CPTPPが自由で公正な経済秩序の礎として、今後もハイスタンドを維持した最先端の経済枠組みとして持続可能な形で発展し続けるために、CPTPPの一般的な見直し及び協定への新規加入に関する議論に対して一層貢献していく。
 - 日EU・EPA及び日英EPAの着実な実施のための取組を推進していく。
 - RCEP協定の透明性のある履行の確保のための取組を推進していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 令和5年7月、岸田総理とブダイウィ湾岸協力理事会（GCC）事務総長との間で、令和6年中に日・GCC自由貿易協定（FTA）交渉を再開することで一致した。
- 令和5年12月、日・インドネシアEPA改正議定書について大筋合意した。
- 令和6年3月、日・バングラデシュEPAの交渉開始を決定した。

今後の方向性（続）

- 日・GCC・FTAや日・バングラデシュEPA等の交渉中及び交渉予定の協定の締結に向けた取組を戦略的かつスピード感を持って推進する。

評価結果

- 時代に即したルール形成については漁業補助金協定や共同声明イニシアティブ（JSI）の分野で一定の進捗があった一方、紛争解決制度の改革についてはMC13でも合意に達しなかった。各国におけるWTO体制の重要度の低下が背景にあると考えられ、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化のため各国に引き続き働きかける必要がある。
- 戦略的な経済連携の推進については、特に、CPTPPへの英国加入を決定したことは、環太平洋地域、ひいてはそれを越えて世界全体の貿易・経済の更なる成長・発展や、自由で公正な経済秩序の構築に寄与するという、経済的のみならず戦略的にも大きな意義があると評価。また、日・GCC・FTA交渉の再開で一致したことや、日・EU経済連携協定改正議定書の署名、日・バングラデシュEPA交渉開始決定等、重要地域との経済連携の推進に関して実績を上げることができ、中期目標は概ね達成することができたと評価。引き続き、国益にかなう経済連携を戦略的に追求する必要性が確認された。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 WTOを中核とする多角的貿易体制を引き続き維持・強化するため、21世紀の現実を反映したルール作り、紛争解決制度の改革及び協定履行監視機能の強化を通じたWTO改革を推進する。
- 2 アジア太平洋地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページ等を使用した。

（注）参考資料：第12回WTO閣僚会議概要資料（別添1）、第13回WTO閣僚会議概要資料（別添2）

参考 1（旧測定指標1-3）：経済連携協定（EPA）が締結に至るまでの重要段階

(1) 共同研究が終了した数 (2) 交渉会合開催数 (3) 交渉が妥結した数 (4) 署名した数 (5) 発効した数 (6) 委員会等開催回数	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	(1) : 0 (2) : 10 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 1 (6) : 40	(1) : 0 (2) : 1 (3) : 0 (4) : 0 (5) : 1 (6) : 45	(1) : 0 (2) : 5 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 0 (6) : 45	(1) : 0 (2) : 5 (3) : 0 (4) : 0 (5) : 0 (6) : 74	(1) : 2 (2) : 1 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 0 (6) : 55	(1) : 1 (2) : 0 (3) : 1 (4) : 1 (5) : 0 (6) : 59

参考 2：我が国の輸出入額(単位：千億円)
(財務省貿易統計ホームページより引用)

(1) 輸出額 (2) 輸入額	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(1) 85.9 (2) 91.3	(1) 98.2 (2) 118.1	(1) 102.9 (2) 108.8

- 6月12～17日、3度の延期を経て、4年半ぶりに閣僚会議を開催（於：寿府、対面）。
- 我が国から、武部農水副大臣、細田経産副大臣、三宅外務政務官が出席。
- オコンジョDG就任後初の閣僚会議。コロナ禍や食料不安への貿易面での対応を議論。漁業補助金の協定テキストについて交渉。
- 会期を延長し、17日早朝、成果となる閣僚宣言をコンセンサスで採択。閣僚宣言の採択は、2015年12月のMC10以来約6年半ぶり。

主な成果の概要

1 パンデミック対応

将来のパンデミック対応も含め、貿易面での対応として、コロナ対応のための輸出規制措置が抑制的に行われるべきことや、貿易円滑化の重要性を強調。また、途上国におけるワクチンの生産等に必要な特許の使用について簡易な手続きに合意。

2 食料不安への対応・輸出規制のWFP除外

貿易促進や市場の強靱性強化のための対策の実施や、食料の輸出規制等がWTOルールに沿って行われるべき旨を確認。また、WFPの人道支援目的の食料調達に、輸出規制等を課さない旨を確認。

3 漁業補助金交渉

SDGsでは2020年を目標に設定。20年以上に及ぶ交渉を経て、テキストの文言に合意。IUU（違法・無報告・無規制）漁業への補助金禁止や濫獲状態の資源に関し資源回復の取組を伴わずに供与される補助金の禁止に合意。

4 電子商取引に係る関税の不賦課について、原則として、次回MC13迄の延長を決定。

5 WTO改革へのコミットメントと、紛争解決制度を2024年迄に機能する制度とするべく議論継続を確認。

6 このほかに、有志国間において、電子商取引、中小企業、ジェンダーに関連する文書を採択。

- 2月26日～3月2日、アブダビ（アラブ首長国連邦）に於いて、2022年6月以来となる閣僚会議が開催。
- 我が国から、辻外務副大臣、武村農林水産副大臣、上月経済産業副大臣が出席。
- 世界経済が直面する新たな課題を踏まえ、国際貿易秩序の礎としてWTOが果たす役割や今後の取組の方向性について議論。WTOが引き続き多角的貿易体制の中核として機能することを国際社会に対して示すとともに、WTO改革を進めていく上での推進力を得ることができた。
- 当初の会期（～29日夜）を延長し、現地時間3月2日未明に今次会合の成果となる閣僚宣言をコンセンサスで採択し閉幕。

主な具体的成果の概要

1 WTO改革、紛争解決（DS）制度改革

これまでに実施されたWTO改革の進展が確認されるとともに、今後とも改革を不断に推進していくことで一致。特に、紛争解決制度改革については、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として、議論を加速することに一致。

2 電商モラトリアムの延長

1998年以降WTOにおいて継続して延長されてきた、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについて、第14回閣僚会議（MC14）（2026年にカメルーンで開催）まで延長することが決定。

3 新規加盟国

今次閣僚会議では、コモロ及び東ティモールのWTO新規加盟が決定。今後、両国によるWTO協定受諾の寄託を受け、WTO加盟が実現。両国が加盟すれば、全加盟国数は166となる予定。

4 開発

開発分野については、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）の効果的な実施を支援するため、後発開発途上国（LDCs）を含む途上加盟国に対する技術支援、訓練及び能力構築の重要な役割等について確認。また、後発開発途上国からの卒業国に対して、一定の移行支援を実施することを確認。

5 共同声明イニシアティブ（JSI）

サービス国内規制に関するJSIにつき、GATSの約束表における追加的な約束として、サービス国内規制に関する新たな規律を取り入れるためのWTO加盟国間の手続が完了し、一部の加盟国につき発効。これは、JSIを通じた有志国によるルール形成の成果がWTOにおいて発効した、初めての具体的成果。また、開発のための投資円滑化に関する協定については今次会合の機会に交渉終了が宣言された。